

# 鹿児島県高等学校体育連盟研究部規定

## 第一章 総 則

- 第 1 条 鹿児島県高等学校体育連盟規約第三章第 8 条に基づき、研究部に関する事項を定めるため、本規定を制定する。
- 第 2 条 本研究部は県下高等学校における体育・スポーツの充実・発展に寄与するための基盤となる各種の調査研究を行う。
- 第 3 条 本研究部は第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 運動部活動に関すること。
  - (2) 学校体育の改善充実に関すること。
  - (3) 県高体連の運営上の課題に関すること。
  - (4) 競技力向上に関すること。
  - (5) その他本研究部の目的を達成するために必要な事業。

## 第二章 組 織

- 第 4 条 本研究部は鹿児島県高等学校体育連盟の加盟校をもって構成する。

## 第三章 役 員

- 第 5 条 本研究部に次の役員をおく。
- (1) 部 長 1 人
  - (2) 委員長 1 人
  - (3) 委 員 若干人
- 第 6 条 部長は県高体連副会長から推薦する。部長は研究部を統轄する。
- 第 7 条 委員長は委員の推薦に基づいて理事会・評議員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 第 8 条 委員は理事会の推薦に基づいて評議員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 第 9 条 役員任期は 2 年とし、再任は妨げない。

## 第四章 会 議

- 第 10 条 本研究部会は部長が招集し、委員長が議長となる。
- 第 11 条 本研究部会は必要に応じて開催し、調査研究に関する事項について審議する。

## 第五章 会 計

- 第 12 条 本研究部の経費は、県高体連費をもってこれにあてる。

## 附 則

この規定は昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

## 改 正

1. 第一章 第 3 条 改正 (平成 2 年 3 月)
2. 調査研究部を研究部に名称変更 (平成 6 年 2 月)